

陳 情 文 書 表

6 陳情第 51 号

指定管理者及び「開港道路の疑義 解明を求めらる

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年 10 月 23 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵
	氏 名	憲和党代表 角 田 統 領 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵
	氏 名	憲和党代表 角 田 統 領
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 10 月 23 日 10:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



陳 情 書

2024年10月23日



議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵

立憲共和党代表 角田 統領

指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情書

第1 陳情の趣旨

1 次のことについて、明らかにすることを求める。

1) 指定管理者が管理する各「公の施設」に付随する、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」の『期限の利益』の保障となる「事務所」の位置が、条例で定められているか。

2) 当該指定管理者が管理する各「公の施設を利用する権利に関する処分」について、「指定」処分者である行政庁の「管理に属さない行政庁」である指定管理者がした当該「処分」を「取り消し、又は停止することができる」か。

3) 当該指定管理者は、協定書により、数年間の有期的存在であり、期間満了をもってその指定管理者は消滅するから当該「管理に属さない行政庁」も消滅するか。

4) 協定書は、それにより指定管理者は「受託業務」を履行し、委託行政庁は対価としての「委託料」を支払うという、両者の共同行為によって成立する「双務契約」であるか。

5) 委託行政庁は対価としての「委託料」を支払わないという、両者の共同行為によって成立する協定書は「片務契約」であるか。

6) 指定管理者における、労働基準法第107条（労働者名簿）、同法第108条（賃金台帳）、同法第109条（記録の保存）の規定に基づく、「各事業場ごとに」法定帳簿を調整・保存する義務者である「使用者」名は、何か。

7) 指定管理者は、労働基準法が規定する法定帳簿を「事業場ごとに」調整・保存しているか。

8) 消費税法第5条は「1 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。」と規定するが、指定管理者は、当該消費税納税義務者としての「事業者」であるか。

9) 指定管理者が管理する「公の施設」に、公文書は存在するか。

10) 指定管理者が管理する以前には、各「公の施設」で行政庁の財源として収入とされ、地方財政法第3条第2項の規定により、「予算に計上」されていた公金について、指定管理者が管理した以後にも、委任行政庁の財源として公金の収入とされ、「予算に計上」されているか。

11) 受任行政庁としての指定管理者は、その者が管理する各「公の施設」の業務として、

地方自治法第153条に基づく「普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部」について、委任行政庁の「委任」を受けて行っているか。

12) 当該各「公の施設」の業務の従事者の職務行為には、国家賠償法が適用され得るか。

13) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」の職員は、刑法第7条第1項の「公務員」であるか。

14) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」は、刑法第7条第2項の「公務所」であるか。

15) 将棋においては、「歩」が「敵陣に侵入」という要件を満たせば「と金」に「成り」、その性格が「金」と同化する「変動をもたらす」が、指定管理者においては、条例の「読み替え」規定により、指定管理者が、地自法第153条第2項の「行政庁の設置条例」制定もなく、私的団体としての「法人その他の団体」（地自法第244条の2第3項）としての法的地位から、行政庁としての「市長」等と同格の、地自法第244条の4の「以外の機関」である「行政庁」への「法的地位の変動をもたらす」偽装であり、将棋においては「敵陣侵入」が「と金」変身の要件であるところ、「行政庁設置条例」制定要件を満たさないでも、同「以外の機関」が成立するという解釈であるか。

16) 「行政庁設置条例」制定要件は、地方自治法第4条、同法第153条、同法第154条の2、同法第155条等に基づくものであるか。

17) 行政庁が協定書で、指定管理者に「管理委託料を支払わない」とするものはあるか。

18) すべての指定管理者は、「会計を独立」させているか。

19) 指定管理者が「会計を独立」させていないものは、何件あり、その理由は何か。行政庁は、全ての開発道路を管理しているか。

20) 行政庁が事業者として直営している「公の施設」と直営していない「公の施設」は、それぞれ何件あるか。

21) 行政庁が直営していない「公の施設」とは、事業者が行政庁から指定管理者に変わったということか。

22) 行政庁が管理していない開発道路は、何件あるか。

23) 開発道路で、行政庁が管理していない理由は何か。

24) 全ての開発道路は、国家賠償法第2条の「道路」として、同法が適用されるか。

25) 全ての開発道路について、固定資産税は、免除されているか。

26) 開発道路について、固定資産税が課税されているのは何件で、総額はいくらか。

第2 陳情の原因

1 関係法令について、次のものがある。

【行政事件訴訟法第11条（被告適格）】

処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者

を被告として提起しなければならない。

- 一 処分の取消しの訴え当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 二 裁決の取消しの訴え当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。】

【行政手続条例第7条（申請に対する審査、応答）

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。】

【地方自治法第4条

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

③ 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。】

【地方自治法第153条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

② 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。】

【地方自治法第154条の2

普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。】

【地方自治法第155条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

③ 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【地方自治法第156条】

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法第244条の4（公の施設を利用する権利に関する処分について）

普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。】

【労働基準法第107条（労働者名簿）

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。② 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。】

【労働基準法第108条（賃金台帳）

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。】

【労働基準法第109条（記録の保存）

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。】

【地方財政法第3条（予算の編成）

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。】

【国家賠償法第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。】

【刑法第7条（定義）

この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。】

【羽村市農産物直売所条例第6条（使用の承認）

直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。】

【羽村市農産物直売所条例第25条（準用規定）

第4条から第7条まで、第9条及び第22条第2項の規定は、第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第22条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。】

【国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。】

第3 陳情の理由

- 1 指定管理者制度に関する疑義がある。
- 2 開発道路に関する疑義がある。

▲開発道路問題について

関係法における「道路」の定義

- ・都市計画法第4条（定義）の第14項では「この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。」とされる。
- ・道路法第3条（道路の種類）の第4号では「市町村道」とされるが、第4条（私権の制限）の「道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」とされる。

・建築基準法第42条（道路の定義）

この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三 （略）

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

4 第一項の区域内の幅員六メートル未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員四メートル以上のものに限り。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

・国家賠償法第2条では「道路、河川その他の公の營造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」とされる。

・刑法第124条（往来妨害及び同致死傷）では「陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞そくして往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。2前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」、第128条（未遂罪）では「第二百二十四条第一項、第二百五条並びに第二百二十六条第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。」と規定されている。これに関連しては、刑事訴

訟法第239条第2項では「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。

▲道路管理課のある担当者は、「我々は、道路法に基づいて仕事をやってます。」と言う。「都市計画法の開発道路で「行き止まり道路」については、管理してますか。」と聞くと「道路法の道路ではないから、管理してません。都市計画法の開発道路のことは、都市計画課の方で聞いてください。」と言い、縦割りの弊が顕現し、関係法の整理（一般法・特別法）がされていないということは、首長の認識もゴチャマゼ状態だということである。

古今東西、組織運営の基本は、団体の隊列の如く、縦割りの規律が求められる。しかし、横の連絡という、もうひとつの規律が不可欠である。それが、競合する一般法・特別法の優劣整理である。競合しないものについては、一般法が適用される。その横の連絡規律が欠けている。

▲都市計画法第40条（公共施設の用に供する土地の帰属）は、公共施設に含まれる道路の権利について「自ら管理」を認めており、道路法も4条4号では「但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」として、道路の土地については、競合していない。

道路課の「市町村が管理する道路は、全て公道であって、それ以外は私道である」という固定観念から、申請に基づく道路認定以外に公道はないかの如くが、管理を拒否する理由である。

▲違法の疑義解明のためには、これらの「道路」関係の法律についての整理調整が求められる。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 52号

小倉市と納税区礼品指定付制
の改善を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 11 月 15 日
(西暦 2024)


陳情代表者	住 所	小倉市 緑町 [REDACTED]				
	氏 名	佐久間 尚乙 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小倉市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 11 月 15 日			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 査


小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年11月15日
小金井市緑町
佐久間昌己

件名 ふるさと納税返礼品指定体制
の改善を求める陳情書

企画政策課は、本市のふるさと納税返礼品「ヘラクレスオオカブトムシ」が日本全国に配達、拡散されても安全だとする根拠として、総務省自治税務局から東京都を經由して本市に送られてきたメール（参照1）をエビデンスであると主張しています。

件名	【都市町村課】【小金井市】指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等の内容について
送信者	log010101@city.kooanal.jp
宛先	log010101@city.kooanal.jp
Cc	
送信日時	2024年07月17日(水) 18:30:13
添付ファイル	【小金井市】【別添様式集計表（税関府県取りまとめ用）】.xlsx
小金井市企画財政部企画政策課 梅木様	
いつもお世話になっております。	
東京都税務局行政部市町村課の[]です。	
先日ご提出いただきました、ふるさと納税返礼品の追加につきまして、	
総務省より「照会内容なし」の連絡がございましたので、お知らせいたします。	
本日より、別添の返礼品をご提供いただいております。	
よろしく申し上げます。	
◇-----◇	
東京都 税務局	
行政部 市町村課 税務担当	
[]	
電話 03-5388-2435(直通) 内線 24-815	
Email []	
◇-----◇	
※テレワーク等で帰庁することが多いため、電話ではなくメールでのご連絡をお願いいたします。	
電話による連絡が必要な場合には、メールを頂ければ、折り返し電話でご連絡いたします。	

参照1

しかしながら総務省自治税務局は「地場産品規準」に基づいてのみ、それを判定する機関であることから、陳情者は総務省自治税務局市町村課ふるさと納税担当に対して「本市企画政策課はヘラクレスオオカブトムシの自然環境への安全性の根拠について、総務省のお墨付きを得たとし、参照1のメールをエビデンスだと主張しているが、そうなのか」と質したところ、ふるさと納税返礼品における物品の公序良俗に関すること、また、自然科学に基づく環境的な評価を行うのは各自治体の役割であり、したがって、参照1中の「照会内容なし」をして、総務省が小金井市に対してヘラクレスオオカブトムシが環境的に安全だとのエビデンスを与えたものではないとの回答を頂きました。

陳情者はこの回答に基づき、企画政策課に対し、参照1はヘラクレスオオカブトムシの安全を担保するエビデンスには当たらないのではと問い合わせたところ「当課としてはそう思い込んでやったものであり、今もそう思い込んでいる」という風な回答を頂き、甚だ困惑しております。

また、参照2はヘラクレスオオカブトムシを返礼品に認定した際の起案書です。

合議欄に環境部からの印が無いことは、専門家を要しないとすることこの課の独善を垣間見たと見えるかもしれません。

そして、専門家ではない方々による独善行為は以下の資料の開示でマックスになります。

- 「特定外来生物被害防止基本方針 平成27年3月」(環境省、農林水産省)
- 「外来種被害防止行動計画 平成27年3月26日」(環境省、農林水産省)

企画政策課は上記2点についても小金井市がヘラクレスオオカブトムシを全国に配達、拡散させても環境的には安全だとする根拠であると主張します。

しかしながら、陳情者は当該資料について環境省の出先機関である関東地方環境事務所の説明を受け、その際「本市企画政策課は当該資料がヘラクレスオオカブトムシを返礼品として配達、拡散しても安全であるとするエビデンスだと主張しているが、同意するか」と質したところ「非常に悲しく思う」さらに「当該資料はいかなる意味においてもリスクを啓発しているものであり、当資料をもってして外来生物の拡散において問題なしとの帰結を得るような解釈は、曲解以外の何物でもない」との回答を頂きました。

また、当該資料は令和4年に改定版が出されており、企画政策課がことさらに古い資料を持ち出してエビデンスであると主張していることについて、これは適切な仕事をなしているのだろうかと思いつつ、前述の関東地方環境事務所の回答とも合わせて質したところ「それでもこれらはエビデンスである」との一点張りで再度困惑せざるをえませんでした。

従って、現在、企画政策課があるとする、本市ふるさと納税返礼品「ヘラクレスオオカブトムシ」の、配達、拡散における安全性にかかるエビデンスは、総務省、環境省により否定されており、企画政策課が是非にも語りたいたするヘラクレスオオカブトムシの安全神話は戯言と化しております。

「その時はそう思ったのだから仕方ないでしょ」「誰かが否と行ったかもしれないけど自分達は今も是と思ってるのよ」「古かろうがなんだろうが出せばいいのよ」「とにかくなんといわれようがエビデンスはあるのだよ」等、あたかも駄々っ子のような論理を振り回す企画政策課の姿勢には首を傾げざるをえません。

そもそも総務省、環境省、農林水産省など国の機関と意見の相違が生じる案件が課長決裁であることにはあきれざるばかりです。



件の課長は先般の総務委員会において、ヘラクレスオオカブトムシは「特定外来生物ではありません」と答弁しておりましたが、それでは、何であるかについての説明はしたのでしょうか。





ヘラクレスオオカブトムシは「生態系被害防止外来種(旧名=要注意外来生物)」に分類されます。

そして、これらのものに対して、どのような要請がなされ、いかなるモラルが求められているかについては、広く流布されているところであり、従って、同課の独善を見過ごさず、市長など理事者を含めた上長や専門の部門による稟議、合議、また良識のある議員や専門家など、より多くの人々による目が最初から注がれておれば、安全性に対してのエビデンスが無い事業を行うといったような、行政にとっての恥ずべき、また、あるまじき展開に小金井市が陥ることはなかったように思われます。

つきましては、ふるさと納税返礼品指定において、企画政策課による課長決裁は、荷が重いとして、その是正を求めます。

起 案 書

起案日	令和 6年 6月 19日	施行日	令和 6年 6月 20日	決裁区分	課長
決裁日	令和 6年 6月 20日	施行日	令和 6年 6月 20日	文 書 記号番号	
存否応答 拒否	非該当	個人情報 の有無	あり		
第1ガイド	歳入			公 承 印 認	 
第2ガイド	ふるさと納税				
個別フォルダ	ふるさと納税 お礼品				
保存年限	資料	所 属	企画政策課 企画政策係		
廃棄年度	年度	起案者	樽木 紗矢	印	内 線 3904

宛先	事業者		発信者	小金井市長		
件名	ふるさと納税お礼品の追加について					
決裁	企画政策係主任 	企画政策係係長 	企画政策課課長 			
合議	企画政策係主事 					
決裁後供覧						
別紙のようにお礼品を追加し、事業者へ通知してよろしいか伺います。						

参照 2

陳 情 文 書 表

6 陳情第 58 号

障害児短期入所施設の新設と既設施設の支援拡大を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 11 月 29 日
(西暦 2024 年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市桜町 [REDACTED]
	氏 名	都立小金井市特別支援学校PTA 校外会長 富永 美和 ほか 1647人
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市桜町 [REDACTED]
	氏 名	都立小金井市特別支援学校PTA 校外会長 富永 美和
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 10:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和6年11月29日

小金井市議会議長 宮下 誠 様

氏名 都立小金井特別支援学校 PTA

校外会長 富永 美和

住所 小金井市桜町 [REDACTED]
[REDACTED]

障害児短期入所施設の新設と既設施設の支援拡大を求める陳情書

障害児を自宅で介護する人が病気等で短期間、夜間も含めた施設での入浴、排泄、食事の介護等を行う短期入所（ショートステイ）は、知的障害児をもつ保護者にとっての緊急時の貴重な預け先です。

その緊急時の預け先の一つである「桜町児童ショートステイ」が、施設の老朽化や慢性的な人員不足等により、閉所される可能性があることがわかりました。同所は、2006年より小金井市と周辺三市（小平市・武蔵野市・西東京市）の知的障害児を対象とした短期入所事業と日中一時支援事業を行っており、この閉所が実現すると、貴重な緊急時の預け先の一つを失う事になり、子供たちが行き場を失うこととなります。

私たちは小金井市に対し、以下を求めます。

1. 保護者の緊急時に対応できるよう緊急一時保護施設や短期入所施設の増設
2. 質の良いサービス提供のための継続的な人員確保
3. 利用枠の拡大と、緊急時の手続きの簡素化
4. 老朽化、運営が困窮した施設に対する公的支援の拡充
5. 障害児の多様なニーズに適応した施設整備と支援の拡充

国や東京都だけではなく、小金井市の独自の事業として取り扱い、未だ言葉だけが先行しがちな「共生社会」を率先して実現していくための具体的な一歩として取り組んでください。

	署名者名	住所
1	[REDACTED]	[REDACTED]
2	[REDACTED]	[REDACTED]
3	[REDACTED]	[REDACTED]
4	[REDACTED]	[REDACTED]
5	[REDACTED]	[REDACTED]
6	[REDACTED]	[REDACTED]
7	[REDACTED]	[REDACTED]
8	[REDACTED]	[REDACTED]

陳 情 文 書 表

6 陳情第 54号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する
見直し案の設計意図の伝達等の機会を求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）









令和 6 年 11 月 29 日
(西暦 2024年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">印 ほか 人</div> (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						
						

令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長

宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

見直し案の設計意図の伝達等の機会を求める陳情書

●陳情要旨

1 見直し案の意図伝達

設計の意図に関し、図面等資料等により説明させてください。

2 見直し案の実現性の検討

市民の希望を統合・反映した設計案をまとめました。この4年半続いている議論を鎮静化に向けて進めるため、案の実現の検証をお願いいたします。予算が通らない、ということであれば私が負担いたします。真に求められる新庁舎・新福祉会館の設計案を探し出す努力をあきらめてはいけません。

3 全有権者アンケートの実施

今年7月31日議会において、住民投票の実施は否決されましたが、現行案に基づき進めるか見直し案に基づき進めるか、全有権者アンケートの実施を行うことを求めます。

市民への情報提供と計画の中身を知る機会が少なく、多くの市民が知らない・どうなっているかわからない、議会の中だけで・現行案ありきで進行していることに対して「このままではいけない、どうにかしてはいけない」との市民の気持ちが一つの塊となって直接請求運動につながった。

私は建築設計実務者ですが、実社会での失敗から得た教訓から提言しております。

是非、実施に向けたを検討いただけますようお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 55号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する
住民投票条例について市長が行った反対の意見等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 6 年 11 月 29 日
(西暦 2024年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">● 印</div> ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
● 高橋	● 屋敷	● 薄根	● 山浦	● 西村	● 明加藤	● 宇下



令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について市長が行った反対の意見等に関する陳情書

●白井市長様

ご自身のご発言等にお尋ねいたしますので、ぜひお答えお願いいたします。

- 1 市長の意見は「反対意見」になっていません。「意見」第2「現行案」と「見直し案」を比較対象とした住民投票の内容について、陳情者と読み合わせを行い、なぜ反対意見になりえない文章なのかを確認してください。またこの文章には不備が多くあることを認め、請求代表者に対して「設計の知識がない、見識もない、経験もない中、決めつけて反対意見としたことをお詫び申し上げます」と申し述べてください。
- 2 来年年1月、以下のテーマで市長と公開討論会の開催を求めますので、ご承諾願います。
「設計は政策そのもの：現行案の敷地内安全性・構造種別・工期・建設費・ライフサイクルコスト」
- 3 現行案の建築的に誇れる部分を市民に3点アピールしてください。
- 4 白井市長は人から呼ばれた時にどういう行動をとりますか？


陳 情 文 書 表

6 陳情第 56号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する
現行案の構造的差別を無視した計画の推進の再考を求める陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）








令和 6 年 11 月 29 日
(西暦 2024年)

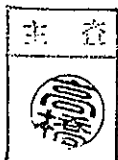
陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり  印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議員
宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

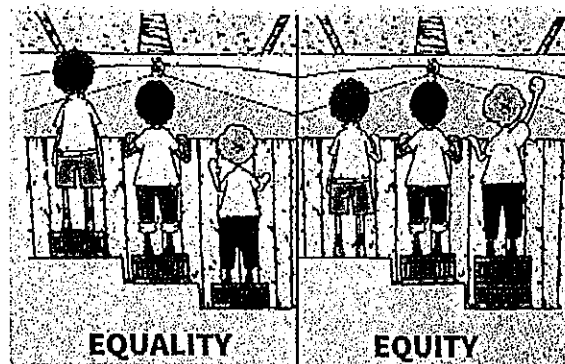
現行案の構造的差別を無視した計画の推進の再考を求める陳情書

●市長および市議会議員すべてに問います。

1 現行案の構造的差別を無視した「平等」は「公平」ではありません。

市民への情報提供と計画の中身を知る機会が少ないだけでなく、市長や行政担当者そして市議会議員の皆さんの多くが、現行案の課題の本質が見えていません。なぜ社会的に弱い方々が利用される建物が大地震時に激しい振動と揺れに見舞われる設計であり、なぜ福祉会館と一体に計画する市庁舎が免震構造なのでしょう。

市長は国土交通省の基準を満たしているからこれでよい、国土交通大臣の認定もとっている、建設費を抑えるために安全と建設費のバランスをとっている等、と発言していますが、まったく、本末転倒であり、詭弁であり、建築の本質が見えていません。大切なことは、利用者は同じ人間です。誰彼へだてなく人を迎える建築がこの街・小金井市が目指す姿ではないでしょうか。市長と村山議員のお考えをお聞かせください。



陳 情 文 書 表

6 陳情第 57 号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する
現行案と見直し案に関する考えの根拠を求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 6 年 11 月 29 日
（西暦 2024 年 ）




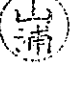



陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">● 印</div> ほか 人 （法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先）小金井市議会議長

主 査
高橋

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長

野 誠 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

現行案と見直し案に関する考えの根拠を求める陳情書

●担当部局様

ご担当者様のご発言等にお尋ねいたしますので、ぜひお答えお願いいたします。

- 1 小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計業務委託仕様書(平成31年3月)
3.5 設計業務の方針(9)に記載される「予定工事費をもって適切なコスト管理を行わなければならない」の予定工事費の金額をご教示ください。
- 2 2023年夏に行った9項目のコスト検証の目標金額はいくらでしたか。
 - ・設計者からの独自のコストダウン提案はありましたか？また、それを求めましたか？
 - ・コストダウンが目的ではなく検討することがプロセス上必要なことだった、と理解してよいですか。
 - ・空調設備のVEはなぜ項目にないのですか？検討そのものを行わなかったのですか？
- 3 建設費のコストコントロール(目標を目指した設計行為)は誰が、どのように(報告頻度)管理していますか。次ページの経過の中で〇〇の金額と基本設計段階、実施設計段階それぞれの目標金額に対して、設計途中で金額の乖離が想定される場合、市は設計者に対し、何をどのような方法で目標金額に納めることを求めていたか、設計業務請負契約書の該当する条文をお示しください。
 - ① コンペ時公告時(2019年1月) : 75億円
 - ② 佐藤総合計画決定案の建設費の提案金額(2019年3月) : 〇〇億円
 - ③ 基本設計終了時(2020年2月～5月) : 84.4億円
 - ④ 実施設計時(2021年11月) : 90.3億円
 - ⑤ 協議会開催決定時(2022年3月) : 〇〇億円
 - ⑥ 2025年1月の想定建設費 : 132.8億円

- 4 2024年12月時点で、現行案を進めることを希望する市民は何名程度いますか。
- 5 10,000人アンケートの実施を求めます。(今回はH22(2010年)7月21日郵送・実施)
項目の中で第一位は「新庁舎建設にかかる市の財政負担が少ない方法であること」：80.6%
・アンケート調査を求める理由
2019年01月：コンペ公告時：75億円
2024年11月：想定建設費：132億円程度
以上、について本当に市民が納得しているのか「分からない」状況にあり、客観的にその傾向などを数値等で把握する必要があると考えますが所見を伺います。行政側がその必要はないと考える場合、その根拠を「決議いただいている」以外の方法・事実等で説明をお願いします。
- 6 「小金井市の新庁舎及び(仮称)新福祉会館の建設に関する住民投票条例」全文と採決結果を「市報」に掲載してください掲載しない場合その理由をお答えください。
-
- 7 浸水問題：令和3年第1回定例会市長報告について。
方針Cの選択をしなかった理由は「事業の実現の見通しが困難でありコスト、工期への影響が大きい」また開発申請では「開発申請等の協議が1年以上かかることが見込まれる。また、協議を終えなければ、コスト、工期の確定が不可」と記載があります。
現行案の供用開始は令和10(2029年)年10月予定です。昨今ゲリラ豪雨、線状降水帯の発生等の気象の変化を考えると方針Cは最低限必要な対応と考えますが、現行案は変更しないのですか。また方針Cに記載される東京都との打合せ記録を提出願います。
- 8 現行案の実施設計図は、庁舎と福祉会館は別々でも施工ができる図面になっていますか。仮にそのようになっている場合はその理由をお答えください。

浸水対策方針の比較

比較項目		原案		方針A		方針B		方針C		
概要	<p>▽想定浸水レベル = T.P.+67.11</p>	<p>基本設計案</p>	<p>建物のみ に対して浸水対策</p>	<p>建物+敷地一部 に対して浸水対策</p>	<p>建物+敷地全体 に対して浸水対策</p>	<p>T.P.+66.52 m 想定浸水レベル</p>	<p>T.P.+67.17 m 想定浸水レベル</p>	<p>T.P.+67.17 m 想定浸水レベル</p>	<p>T.P.+67.17 m 想定浸水レベル</p>	<p>T.P.+67.17 m 想定浸水レベル</p>
浸水の状況	<p>想定最大規模降雨時の敷地内の状況</p>	<p>大部分が浸水するおそれがある</p>	<p>建物周辺以外の外構の大部分が浸水するおそれがある。</p>	<p>外構の一部が浸水するおそれがあるが、駐車場等の確保は可能</p>	<p>敷地の大部分は浸水しない。</p>	<p>敷地内に段差はない</p>	<p>敷地内に段差はない。</p>	<p>敷地内に段差はない。</p>	<p>敷地内に段差はない。</p>	
日常利用	<p>バリアフリー アクセス</p>	<p>敷地内に段差はない</p>	<p>主要道路から建物の出入口までに高低差が発生する。 建物出入口付近に階段、スロープを設置する必要がある。</p>	<p>主要道路から建物の出入口までに大きな高低差は発生しない。 建物前の一部広場部分等に高低差が発生するため、高低差を活かした外構とする。</p>	<p>敷地内に段差はない。</p>	<p>敷地内に段差はない。</p>	<p>敷地内に段差はない。</p>	<p>敷地内に段差はない。</p>	<p>敷地内に段差はない。</p>	
期間	<p>開発申請</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>開発申請等の協議が1年以上掛かることが早込まれる。また、協議を終えなければ、コスト、工期の確定が不可</p>	
	<p>設計</p>	<p>—</p>	<p>+6ヶ月</p>	<p>+6ヶ月</p>	<p>+6ヶ月</p>	<p>+6ヶ月</p>	<p>+6ヶ月</p>	<p>+6ヶ月以上※2</p>		
	<p>工事</p>	<p>—</p>	<p>±0ヶ月</p>	<p>±0ヶ月</p>	<p>±0ヶ月</p>	<p>±0ヶ月</p>	<p>±0ヶ月</p>	<p>±0ヶ月 ※2</p>		
コスト	<p>工事費</p>	<p>—</p>	<p>+0.3億円程度</p>	<p>+1.2億円程度</p>	<p>+1.2億円程度</p>	<p>+1.2億円程度</p>	<p>+1.2億円程度</p>	<p>+1.5億円以上※2</p>		
	<p>コスト</p>	<p>—</p>	<p>建物床レベルと駐車場の高低差が大さい。</p>	<p>建物床レベルと駐車場の高低差が大さい。</p>	<p>建物床レベルと駐車場の高低差が大さい。</p>	<p>建物床レベルと駐車場の高低差が大さい。</p>	<p>建物床レベルと駐車場の高低差が大さい。</p>	<p>工事費の増加、スケジューリングの延伸等が想定される。</p>		

※ T.P. : 東京湾平均海面 (Tokyo Pali) 全国の標高の基準となる海面からの高さ
 想定浸水レベルは、東京都建設局の浸水予想区域図に記載の浸水深 (T.P.表示) に応算出

※ 2 : 開発申請において、さらなる工事費の増加、スケジュールの延伸等が想定される。

小金井市新庁舎・(仮称)新福祉会館建設 浸水予想区域変更に伴う事業スケジュール (案)

項目	2023年												2024年		竣工時期						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初予定	詳細図作成(設計図、階段、水回り、給水、各部詳細)														・福祉会館：R6.12 (工事：14か月) ・庁舎：R6.1 (工事：27か月)						
	外構 建築地調査 建築地調査申請、事前協議 建築地調査(説明書等) 建築地調査 建築地調査大規模調査 建築地調査合意決定、事前協議																				
変更後	詳細図作成(設計図、階段、水回り、給水、各部詳細)														・福祉会館：R5.7 (工事：14か月) ・庁舎：R6.8 (工事：27か月)						
	外構 建築地調査 建築地調査申請、事前協議 建築地調査(説明書等) 建築地調査 建築地調査大規模調査 建築地調査合意決定、事前協議																				

2022.12.12 → 2022.12.17 → 2023.01.04 → 2023.01.07 → 2023.01.17 → 2023.01.29 → 2024.01.07 → 2024.01.29

2022.12.12 → 2022.12.17 → 2023.01.04 → 2023.01.07 → 2023.01.17 → 2023.01.29 → 2024.01.07 → 2024.01.29

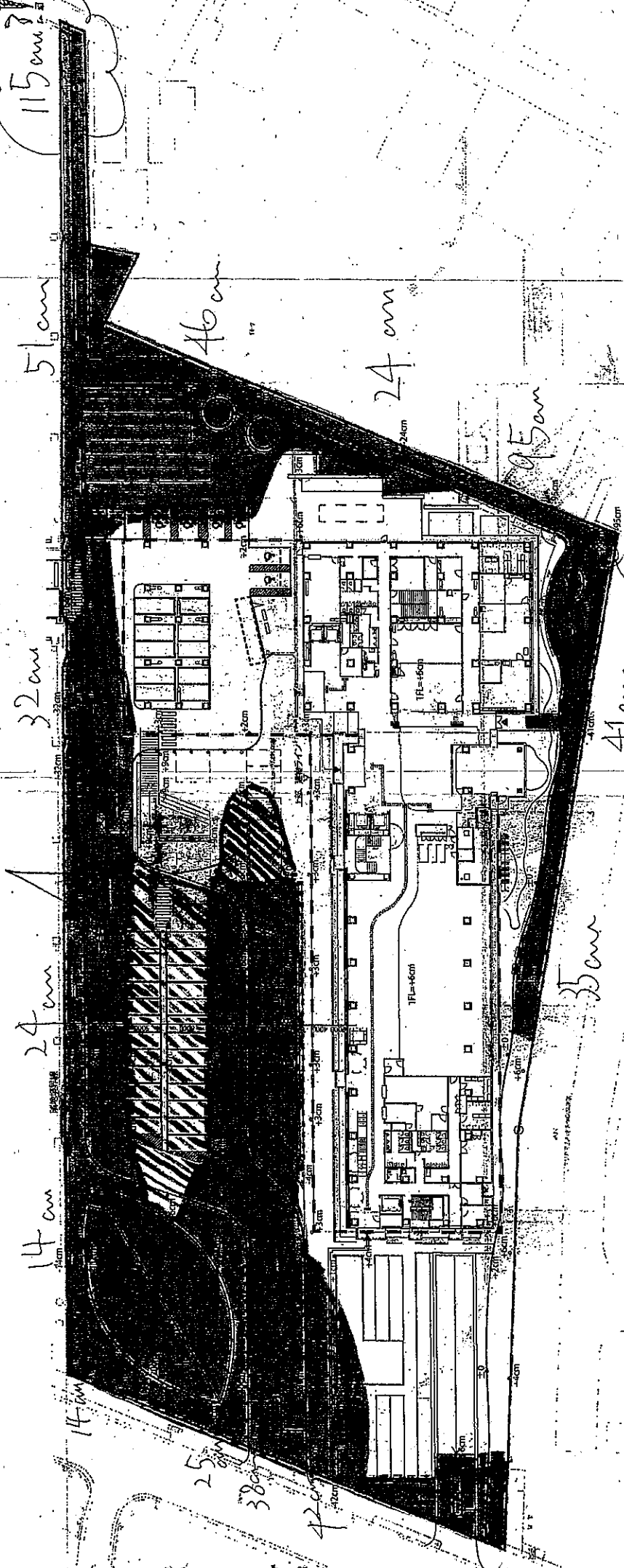
R3 2021
P6 2024.8

避難備蓄の浸水対策方針B案

外構不図式要約図

二二モジュール区(10m WF)

115m?



51cm

32cm

24cm

14cm

14cm

46cm

24cm

95cm

41cm

35cm

99cm 11.72

北

階段 (Staircase symbol)

スロープ (Slope symbol)

▼ 出入口 (Entrance/Exit symbol)

浸水エリア (Flood area symbol)

※標準浸水レベル67.11m±0とする。
浸水エリアは-10cm以下としている。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 58 号

.....小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する.....

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 6 年 11 月 29 日
（西暦 2024 年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 印 </div> ほか 人
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 (17:00)				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

主 査

令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長

宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

●小林まさき議員様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、ぜひお答えをお願いいたします。

1「・・・一方で(仮称)新福祉社会館の耐震構造について指摘があります現設計は国土交通大臣認定を受けており、また市内の小・中学校を含む公共施設が耐震構造であり、安全にご利用いただけるものと考えられます。」とのご発言について質問いたします。

質問：建物は安全かもしれませんが、中にいるのは人間です。ひとつ建物、ひとつの空間で大地震時にゆっくり揺れる部分と悲鳴を上げて、しゃがみ込んでしまう状況が想定される部分を有する建築を「安全にご利用いただけるもの」と私は考えられないが、小林議員は「安全にご利用いただけるもの」と考える根拠を教えてください。

2「庁舎全体を高くして、周辺に雨水を流していくということは考えられません。まさにこう言った内容が市民の皆さんに正確に伝わっていないことは指摘しておきます」とのご発言について質問いたします。

質問：見直し案は浸水深をクリアするレベルまで盛土を行う計画ですが、計画敷地内に降った雨の水は敷地の外側へ流れ出ない計画が前提です。民法 218 条に他人地に雨水を流すことはできないと規定されています。ご発言の訂正等ございましたらお願いいたします。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 59号

.....小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する.....
 住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）








令和 6 年 11 月 29 日
 （西暦 2024年 ）


陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつ のり 印 ほか 人 <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつ のり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 査


令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

●安田けい議員様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、ぜひお答えをお願いいたします。

1「…専門家を名乗る市民の方による見直し案は、成立した土台が異なり、単純に比較することができないことは請求者の方も理解されていることと思います。」のご発言について質問いたします。

質疑：なぜ成立した土台が異なると比較ができないのですか？

どういう案であれば比較できるのか説明をお願いいたします。パブリックコメントを反映した見直し案とパブリックコメントが反映されていない現行案がなぜ比較できないのか説明してください。

2「市民の意見が十分に反映されていないのご意見は受けとけますが、だからと言って現行案を白紙に戻し、基本設計からやり直すだけの現計画に瑕疵や手続きの問題があるとは判断できません」とのご発言について質問いたします。

質疑：白紙に戻すとは具体的に何が「白紙に戻す」ことになるとお考えですか。また、以下の項目について大きな瑕疵や手続きの問題の存否とその理由についてお考えをお示ください。

- ① 2020年2月のパブリックコメントは150人、延べ意見数395件の意見はほとんどが反映されていないこと。
- ② 大雨の際、敷地の大半が浸水する設計であり、敷地内の衛生環境に不安を払しょくする説明がないこと、発災時の防災拠点としての活動に支障があると考えられること及び市民への説明がないこと。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 60 号

..... 小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

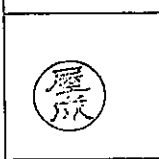
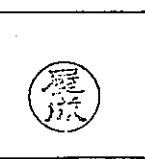


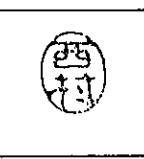
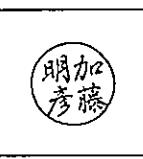
令和 6 年 11 月 29 日
（西暦 2024 年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつり <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small> <div style="float: right; text-align: right;"> 印 ほか 人 </div>				
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつり				
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]				

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

●沖浦あつし議員様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、ぜひお答えお願いいたします。

1「一刻も早い庁舎・福社会館の建設こそが、コストの面においても、機能の面においても市民のためになると判断しています。だからこそ、自身の考える100点満点に固執することなく…」とのご発言について質問いたします。

質疑：「100点満点に固執することなく」とありますが、沖浦議員の100点満点とは具体的にどういう案ですか？

2「設計の条件を大幅に変更する見直し案は基本設計者選考の公募型プロポーザル以前に立ち戻ることとなり…実に9年かかることになる計算となります。」とのご発言について質問いたします。

質疑：内訳を以下の項目ごとにそのおおよその月数でお答えください。沖浦議員の認識で結構です。

- ① 前市長の公約(6敷設複合化+市民に新たな負担はない)実現の検討に要した期間
- ② ゼロベース見直し決定するまでに要した期間
- ③ ゼロベース見直し開始から公募型プロポーザルコンペ実施までに要した期間
- ④ 浸水問題に起因して延長された設計期間
- ⑤ 建設費高騰に起因して確認申請提出断念によって議会と行政が混迷した期間
- ⑥ 前市長が混迷の打開を議会に申し入れを行なうまでの設計停止期間

3「見直し案と比較した場合、著しく一貫性を欠いていて、結果的に当時の市民団体からの要望が採用されたにもかかわらず考えを180度変えていることを鑑みると、それこそ民主的手続きを自ら否定している大きな懸念があることです。」とのご発言について質問いたします。

質疑：本市において同様の事例がありましたらご教示ください。

陳 情 文 書 表

6 陳情第61号

.....小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する.....

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 6 年11月29日
（西暦 2024年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつり <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 印 </div> ほか 人				
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつり				
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]				

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

主 査

令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
野 誠 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

●五十嵐京子議員様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、ぜひお答えお願いいたします。

ご発言：「…しかし、今、住民投票にかけることは、経済的に不安定な社会状況にある現在の物価高騰、資材高騰の中で、リスクを抱える可能性があるといえます。庁舎建設の経過や内容については、情報提供もかなり困難なものになると思われま。…これまでの経過を考え、大きな設計変更、あるいは修正が可能であったのは、パブリックコメントのときと協議の場が設置された時ではなかったかと今、振り返って、思っているところでございます」

質疑1 「住民投票にかけるリスク」と「民意反映未完(現行案)のまま進めるリスク」を具体的な項目や根拠となる数字を整理いただき、住民投票は行うべきではないとの結論に至る根拠をお示しください。

質疑2 協議会の目的は「大幅な見直し、スケジュールの見直しを含んで、実現可能な成案を得ること」でした。申し入れた市長がいなくなったこと、協議会を解散することは全く別のことです。市長はどうしたらよいかわからなくなって議会に助けを求めた。議会は実現可能な成案を作ることを約束した。求めた本人がいなくなっても成案実現に努力することは市民との約束でもあるから不誠実で短絡的な判断との意見に対する

陳 情 文 書 表

6 陳情第 62号

..... 小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する.....
 住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）






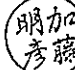

令和 6 年 11 月 29 日
 （西暦 2024年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
宮下 誠 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

● 斎藤やすお議員様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、ぜひお答えお願いいたします。

- 1 「新市庁舎を蛇の目ミシン工場跡地に早急に建設することは、小金井市議会では全会一致で賛成している事業であります」とのご発言について質問いたします。

質疑：全会一致の前根底にあるものは何ですか。

また、なぜこの段階でこのような直接請求が市民から提出されたと考えていますか。

（民意実現のためどうしたらできるか、議論を尽くしたのかを引き出したい）

（市民は議会と行政には任せられないとの気持ちか直接請求に訴えた）

- 2 「見直し7項目は、設計の抜本的要素にかかわり、実現するにはゼロから設計しなおすことが必要となります。」のご発言について質問いたします。

質疑：ゼロからやり直すとは具体的に何をゼロからやり直すと考えていますか。

現行案はやり直すところはなにもないとお考えですか。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 63 号

.....小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する.....

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）








令和 6 年 11 月 29 日
（西暦 2024 年 ）

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

●坂井えつこ議員様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、是非、お答えお願いいたします。

1「、、、しかしながら、現行案と見直し案を選択肢とするところに同意できません。その理由は、本条例の言う現行案は実施設計であり、工事を行うに当たって最終段階にあります。他方、見直し案はこの段階にないからです。市民に示す選択肢として適切ではないと考える」左記の記述について伺います。

質疑：市民に示す選択肢となるために必要が必要と考えますか。

また、現行案は実施設計でありとあります。なぜ実施設計の現行案に基づくものとするか、見直し案に基づくものとするか市民の意思を確認すること自体に反対するのか説明ください。

2「論点になっていたのは、これまでの市民への情報提供や市民参加の在り方及び庁舎の設計の是非と、それを市民に問う際の住民投票の在り方だと捉えています」左記の記述について伺います。

質疑：坂井議員の考え方の一端は理解しました。

本当に大切なことは納得と共感であると考えます。坂井議員は現行案、見直し案それぞれが小金井市に暮らす人たちによって支持されていると実感した体験はありますか。

陳 情 文 書 表

6 陳情第64号

.....小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する.....

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 6 年 11 月 29 日
（西暦 2024年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> ほか 人 </div>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先）小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

主 査

令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長

宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

●岸田正義様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、ぜひお答えお願いいたします。

質疑1：住民投票条例第4条「郵送投票」について31日当日になって、その方法の妥当性等について質疑行ったのはなぜですか。7月中旬に本条例文の通知があつてから31日まで条例案を作成した住民及び行政と協議や修正の機会を取ろうとしなかつたのはなぜですか。行政が実施する市民アンケート調査は郵送による返送が認められて本条例の意思表示は郵送が認められない根拠は法令以外の規定があるのでしょうか。

質疑2：前段で、現行案との比較等々については多くの議論があつたことから割愛させていただきますとのご発言がありました。1つだけ確認させてください。
公募型プロポーザルコンペで選考された設計案と同等に扱うことは選ばれた設計事務所、コンペに参加した事業者から疑義が示される懸念があるとの発言がありましたが、そのような事例は過去ありましたか？その有無について教えてください。

ご発言：「・・・市長、及び市議会の権限に対し、法的拘束力を持つことになりかねないという不安があること、以上のことから、本住民投票条例は、市民投票条例の考え方を反映しているとは言い難く、課題があると言わざるを得ないと、私の意見でございます」とのご発言について質問いたします。

質疑3：「不安がある、課題がある、」のであればなぜこの条文を作成した人及び行政側とこの条例案を知ってから7月31日までの半月の間に解決の努力をせずに反対の立場で討論をおこなつたのかご説明願います。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 65 号

.....小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する.....

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）








令和 6 年 11 月 29 日
（西暦 2024 年 ）

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">● 印</div> <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small> <div style="float: right; margin-right: 10px;">ほか 人</div>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

●水谷たかこ議員様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、是非、お答えお願いいたします。

1「新庁舎及び(仮称)新福祉会館建設について、ほぼ完成している現在の設計案は、」のご発言について質問いたします。

質疑：設計の完成に必要な条件は何ですか？

また、有権者全体の意思確認を行うことよりも全会一致が優先されるのはなぜですか？

2「最終的には多数決で決めざるを得ないこともあります。その場合には自分の意見が少数で取り入れられなかったとしても、結果には責任を持ち、従うことが民主主義である」とのご発言について質問いたします。

質疑：水谷議員は現行案に対してどのような具体的な提案、意見を行ってきましたか？

また、一般市民一人ひとりに一票を投じてもらい案を決めることの道を開かないのはなぜですか？

3「長年かかってプロセスを踏んできたものをやり直すことになったら、どれだけの時間がかかるかわからない、建設着工できない可能性があるとの市の見解は理解できるものであり、合理的であると小金井を面白くする会も考えます。」のご発言について質問いたします。

質疑：どれだけ時間がかかるか「分からない」とありますが、分からない原因は何ですか。

建設着工できない可能性とはどういう事象ですか。着工するためにできることは何ですか。

ではないですか。住民投票に反対することが、なぜ合理的なのですか。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 66 号

.....小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する.....

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）








令和 6 年 11 月 29 日
（西暦 2024 年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small> <div style="float: right; margin-top: -10px;"> ほか 人 </div>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先）小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 査


令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行った反対討論等に関する陳情書

●清水がく議員様

ご自身のご発言にお尋ねいたしますので、ぜひお答えお願いいたします。

1「令和5年第2回定例会においては、補正予算、議案第56号において、、、更なるコストダウンを図るための10項目の検証費用を盛り込んだ修正案も示され、、、修正案についても賛成多数で可決され、議案第56号は修正可決をされました。賛成22、反対0で可決、、、これがすべてですし、、、現行案といわゆる見直し案の議論は終わっているものと考えております」とのご発言について質問いたします。

質疑：10項目のコストダウンやバリアフリー法適合化のための追加設計委託料の可決がなぜ現行案と見直し案の議論が終わったことになるのですか。現行案はコストダウン不可能ということがわかったのになぜこのまま進めることになるのですか。コストダウンが目的で多額の税金を投入しているのではないですか。建設費を下げるためには何を行えばよいのか「1日でも早く着工すること」以外の説明をお願いいたします。建築は経済そのものです。

2「時間をかければかけるほどコストが増加していく、このことは理解しておくべきです。早期に進めることこそが時間も含めて、真のコスト削減につながるものと考えております」とのご発言について質問いたします。

質疑：そもそも現行案は建設規模と建設費に関して提案条件が守られていません。まずこの提案条件に近づけることが求められると考えますが、それすら時間がかかるのでコストが上がるという反対されるのですか。考え方をお聞きいたします。

①「複合施設として整備することによるスケールメリットを追求し、さらなる施設規模の縮減を目指すこと」との記載がありますが、提案条件の規模は16,400m²、基本設計完了時は17,130m²であり、730m²増加していること。

② 総事業費91億円税込(建設費75億円税込)に対し、基本設計完了時は84.4億円税込に増加しています。財政の規律性が保たれていないこと。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 67号

..... 小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

財政の規律性の保持について考えを問う 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）




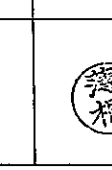
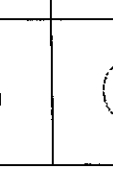
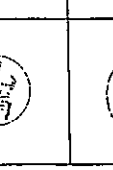
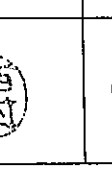
令和 6 年 11 月 29 日
 （西暦 2024年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつ の り <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small> [REDACTED] 印 ほか 人				
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつ の り				
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]				

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長
宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

財政の規律性の保持について^を考えを問う陳情書

● 森戸洋子様

1 新庁舎(仮称)新福祉会館の建設費は H27(2015)年 12 月西岡前市長が提案されてた 6 施設複合化を 67 億円でいい、新たな市民への負担は行わないとの公約以降、公約が破算になり、コンペの提案条件が 75 億円であったが、2020 年基本設計終了時には 84.4 億円に増加し、2021 年 3 月時点で実施設計中の建設費は 90.3 億円との経緯を経て 2024 年 12 月時点では 130 億円超の状況が報告されています。

質疑 1 : 財政の規律性を保持するために、市長と行政担当部局はなにを行う必要があったとお考えですか。今からでもできることは何でしょうか。

質疑 2 : 建設費が 130 億円超に至る原因は計画そのものに原因があるわけですが、パブリックコメントの中にも多くの建設費削減のヒントや示唆が含まれていたことに気づけなかったのは何が原因とお考えですか。また、気づいていても動けなかった、動こうとしなかった議員諸氏の考え方の根底にあるものはどのようなことと推察されますか。

陳 情 文 書 表

6 陳情第68号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関して
 現行案と見直し案に対する現在の議員の考え方の確認を求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）





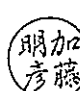
令和 6 年11月29日
 （西暦 2024年 ）

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議員
宮下 誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関して

現行案と見直し案に対する現在の議員の考え方の確認を求める陳情書

●遠藤百合子様

- 1 2020年3月5日(木)自由民主党・信頼小金井に伺ったとき、私からの説明の後、一言「基本設計案は各議員の要望の最大公約数をとりまとめたものとなっている。ただ今日、住田さんの案は明るい未来を感じる・・・」と発言されましたが、その時、設計のどの部分、内容に明るい未来を感じたのでしょうか。
- 2 現在、各議員の最大公約数の案が現行案として進められています。設計の本質とはどのように考えておられますか？進めるべき案は現行案であり、明るい未来を感じる案(市民案)ではないと考えるに至ったのは何があったからですか。

陳 情 文 書 表

6 陳情第69号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する
住民投票条例について議員が行ったご発言等に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）


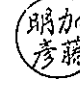
令和 6 年11月29日
(西暦 2024年)


陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">印 ほか 人</div> <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small>
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	（ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED]

（宛先） 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 6 年 11 月 29 日 17:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 査


令和6年(2024年)11月29日

小金井市議会議長

宮下 誠 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について議員が行ったご発言等に関する陳情書

● 渡辺ふき子様

ご自身のご発言等にお尋ねいたしますので、ぜひお答えお願いいたします。

質疑1：今年7月17日（水）、条例案の説明のため、陳情代表者4名とともに会派控室に伺いました。その際、私から「現行案を推す人たちと見直し案を推す人たちを何とか一つにしたいとの発意からこの4年半前から活動を行っています」と説明したところ、「市民を二分しているのはあなたたちですよ」とのご意見をいただきました。ここで伺いたいことがあります。

- A 市民全体が納得と共感を得られる状態に近づくためには、どのような取り組みが必要でしょうか。
- B そのための具体的な方法として、どのようなアプローチが考えられますか。これまでの政治経験からご紹介いただけますと幸いです。
- C これらの方法は、現時点から実施することが可能でしょうか。
- D もし不可能である場合、その理由についてお話しいただけますでしょうか。
市民の皆様が一つの方向に向かうためのご指導を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

質疑2：1年弱前のことですが、東小金井駅南口で朝、お会いした時のことです。わたくしが見直し案への理解を求めたところ「住田さんのやっておられることと情熱はすごいと思いますが、もうすべて決まっていることなのでどうすることもできないの」とおっしゃっていましたが、「もうすべて決まっていること」とは何が決まっているのですか、誰と何を根拠におっしゃっているのでしょうか。「すべて」とは具体的に何でしょうか。